

業 務 評 定 考 査 基 準

1. 成績評定考査基準

評価項目		細 別
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制及び執行計画
	実施状況の評価	執行管理
		品質管理
		業務特性
		創意工夫
	説明調整能力の評価	説明調整能力
	取組姿勢	責任感・積極性・倫理観
結果の評価		成果物の品質

2. 総括監督員（調査員）考査基準

考査方法

総括監督員（調査員）は、評定趣旨を十分に理解し尊重した上で、「業務成績評定表」、「評定点集計表」及び「採点表」により行うものとする。なお、評価項目の追加、削除、もしくは評価比重の変更は行わないものとする。

（1）事故等による減点

総括監督員（調査員）は、当該業務遂行中に受注者に起因する事故等が発生し、措置を行った場合には、当該業務の総合評定点（百点満点換算）に対して、別表－1を参考として－5点まで減点することができる。

別表－1 受注者に起因する事故等が発生した場合の減点基準

区 分	口頭注意	文書注意
考査点	－3点	－5点

【適応事例】

- ・ 入札前に提出した当該業務の技術提案書等が虚偽であった事実が判明した。
- ・ 発注者の承諾なしに権利義務又は成果品を第三者に譲渡し、又は承継し、又は公開する行為を行った。
- ・ 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
- ・ 当該業務関係者が、増収賄等により逮捕又は控訴された。
- ・ 一括再委託又は一括下請負（又は上請負）の事実が判明した。
- ・ 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。
- ・ 使用人等の就労に関して、労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
- ・ 当該業務の履行にあたり、発注者又は監督職員等が行う監督又は調査業務又は検査職員が行う検査の実施にあたり職務の執行を妨げた。
- ・ 当該業務の履行にあたり、過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検された。
- ・ 当該業務の履行にあたり、安全管理の措置が不適切であったために、業務関係者に死傷者を生じさせた事故又は重大な損害を与えた公衆災害を起こした。

（2）履行の追完、損害賠償又は代金の減額による減点

総括監督員（調査員）は、成果品に、受注者の責任に起因する契約不適合が存在し、契約図書に記された手続きに従い、履行の追完、損害賠償又は代金の減額が実施された場合には、当該業務の総合評定点（百点満点換算）に対して、別表－2を参考として－20点まで減点することができる。ただし、履行の追完、損害賠償又は代金の減額とは、軽微なミスでない大幅なものをいう。

別表－2 履行の追完、損害賠償又は代金の減額が実施された場合の減点基準

区 分	履行の追完、損害賠償又は代金の減額の実施	故意又は重大な過失による履行の追完、損害賠償又は代金の減額の実施
考査点	－10点	－20点

3. 検査職員考査基準

検査職員は、評定趣旨を十分に理解し尊重した上で、「業務成績評定表」、「評定点集計表」及び「採点表」により行うものとする。なお、評価項目の追加、削除、もしくは評価比重の変更は行わないものとする。

4. 監督員(調査員) 考査基準

監督員(調査員)は、評定趣旨を十分に理解し尊重した上で、「業務成績評定表」、「評定点集計表」及び「採点表」により行うものとする。評定にあたっては、当該業務の履行状況に応じ、評価項目の各項目に従って、評定を行うものとする。なお、評価項目の追加、削除、もしくは評価比重の変更は行わないものとする。

5. 対象業務が複数の業務にまたがる場合の取扱い

対象業務が、「地質調査業務」、「単純調査業務」、「測量業務」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」、「発注者支援業務」のうち複数の業務にまたがる場合においては、業務の目的、金額を勘案し、原則として主たる業務の考査をもって評定点とみなすものとする。この取扱いは、監督員(調査員)、総括監督員(調査員)及び検査職員で統一するものとする。

ここで、「地質調査業務」、「単純調査業務」、「測量業務」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」の3つのうち複数の業務にまたがる場合の「主たる業務」の取扱いについては、以下を参考とする。

- ・「地質調査業務」、「単純調査業務」、「測量業務」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」対象部分のどれかが500万円を越えるときに、その業務を「主たる業務」とみなすものとする。

- ・「地質調査業務」、「単純調査業務」、「測量業務」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」対象部分の複数の500万円を超え、もしくはどれも500万円を超えない場合には、業務の目的、金額を勘案して、「主たる業務」を1つ選定するものとする。

6. 「単純調査業務」について

「調査業務、計画業務」は、広範かつ高度な専門知識が要求される業務や高度な技術と豊かな経験が要求される業務といった比較的難易度の高い調査業務に対応するものであるため、これについては「調査業務、計画業務」採点表を使用するものとする。しかしながら、高度な技術力をそれほど必要としない単純なデータ処理業務や資料収集・整理業務等は、これを「単純調査業務」と定義し、「単純調査業務」採点表を用いて評定するものとする。なお、「単純調査業務」の対象業務については、以下に例を示す。